

# 運転経歴証明書申請のご案内

## ◆ 運転経歴証明書とは

運転免許の自主返納を行った日又は、運転免許の有効期限が切れた日から、過去5年間の運転経歴等が表示されたカードのことです。

運転免許証に代わる身分証として活用することができます。

自動車等の運転はできません。

有効期限はありません。

運転経歴証明書の申請は原則本人ですが、家族等による代理申請ができる場合もあります。



申請の できる人	住所が山形県内にある方で、 ・申請による取消し(免許の自主返納)によって全ての免許を返納し、その返納(取消決定日)から5年以内の方 ・運転免許証が失効し、その失効日から5年以内に申請し、運転免許の取消等の基準に該当しない方 ※免許が失効した方が運転経歴証明書の交付を受けた場合は、免許を再取得する際の試験の一部免除の特例を受けることはできません。	
受付場所・日時	総合交通安全センター	平日 (月～金) 午前10時～午前11時30分 午後2時～午後3時30分 日曜日 午後2時～午後3時 事前の申込が必要です 総合交通安全センター 電話 (023) 655-2150 申込受付時間：平日(祝祭日を除く月～金) 午前8時30分～午後4時30分 ※ ご家族等による代理申請は出来ません。
	住所地の警察署	平日 (月～金) 午前9時～午後4時30分
必要書類	○申請による運転免許の取消通知書(免許返納時に交付された通知書) ※通知書を紛失の場合 ・個人番号カード、市町村発行の国民健康保険証等の身分証明書又は、住所・氏名・生年月日が確認できる書類(住民票等) ※山形、上山、天童、寒河江及び村山警察署での手続の場合 ・運転経歴証明書作成用顔写真(縦3cm×横2.4cm、6ヶ月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のもの)1枚 ※代理申請の場合 ・本人直筆の委任状・運転経歴証明書作成用顔写真(上記のとおり) ・代理人の身分が確認できるもの ※運転免許が失効した方で、運転経歴証明書を申請する場合 失効した運転免許証等の身分証明書	
手数料	1,100円(山形県収入証紙)	



※運転免許の有効期限が切れた方、県外で返納手続された方、旧様式の運転経歴証明書(平成24年3月31日以前に交付されたもの)をお持ちの方で新様式に切り替え希望の方は、平日の執務時間内にお問い合わせください。

※総合交通安全センターでの手続の場合は即日交付、警察署での手続の場合は約2週間後に交付となります。

山形県警察本部交通部運転免許課(山形県総合交通安全センター)  
 994-0068 天童市大字高掬1300 電話(023)655-2150